「アプリ開発等人材養成講座」開催事業委託業務 仕様書

1 目的

デジタル技術の利活用が急速に進む中、本県の情報通信関連産業を支える技術者にとって必須 となるプログラミングスキルを実践的に学ぶ機会を提供する、自習スタイルの「アプリ開発等人 材養成講座(以下、「講座」という)」を実施することで、デジタル人材を育成することを目的と する。

- 2 主催:香川県
- 3 講座の内容
- ①定員:15 名程度
- ②講座の内容:原則として、以下のi)からiii)の内容を網羅すること。
- i)プログラミング学習

目的:プログラミングの基礎を集中的に学習することで、Web アプリケーション作成に必要な知識を理解する。

期間:4週間程度

学習内容:

- ・HTML/CSS を用いた基礎的な Web サイト作成
- ・プログラミング言語の基本的な扱い方
- ・プログラミングを行う際の PC の操作方法
- ・プログラミング言語を用いた Web アプリケーションの作り方

ii)アプリ開発応用

目的: JavaScript 等、アプリ開発に必要となる応用技術を学習することで、Web アプリケーションを作成するための知識を理解する。

期間:6週間程度

学習内容:

- ・Webページに動きをつけるための技術
- エラーやバグを起こさないようアプリケーションを作るための技術
- ・作成した Web アプリケーションを公開するための技術
- ・Web アプリケーションの企画から作成までの一連の技術
- iii)最終課題制作:下記(1)および(2)のいずれかについて、受講者の希望に応じ選択できる体制を確立すること。
 - (1)チーム開発

目的:受講者でチームを結成し、Webアプリケーション開発を実践学習する。

期間:6週間程度

学習内容:

・チーム開発/アジャイル開発の実践

(2)オリジナルアプリ開発

目的:受講者が構想するオリジナルアプリの開発を支援する。

期間:6週間程度

学習内容:

オリジナルアプリ開発の実践

※期間はあくまで目安であり、受講者の進捗状況に応じ、前後しても差し支えないものとする。

③学習場所:会場は次の施設を利用すること。

【施設名】 Setouchi-i-Base

【所在地】 高松市サンポート 2-1 高松シンボルタワー タワー棟 4・5 階

情報通信交流館 (e-とぴあ・かがわ) 内

(参考 URL: https://setouchiibase.jp/)

④実施方法

- ・講義形式ではなく、自習スタイルとし、③学習場所として指定した場所での自習学習形式を原則として進行すること。ただし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)等の社会情勢を勘案し、オンラインによる自宅学習形式に変更する場合があるため、その場合にも対応できる体制を整備しておくこと。
- 4 業務委託の内容:次の業務を実施すること。
- (1) 講座内容の企画立案
- ①講座内容の企画立案及び講座資料の作成
- ・講座の全体計画に係るシラバスを開講日までに作成し、県へ提出するとともに、各種演習の目 的に合わせた講座資料を作成すること。

(2)講座受講希望者への対応:

受講者の募集及び対応は県が行うが、その実施にあたり、次の業務を実施すること。

- ①説明会の開催
- ・受講を検討している者を対象とした説明会をオンラインで1回以上実施すること。
- · 時期: 令和5年5~6月
- ・Zoom ウェビナー等のウェビナーツールのアカウントは受託者において用意するほか、希望者に 閲覧用 URL を案内できるよう、県と連絡調整を行うこと。
- ・当該配信動画については、Setouchi-i-Base ポータルサイトにおいて公開を予定していることから、録画のうえ、セミナー終了後、県へ納品すること。
- ②電話・オンライン面談
- ・受講申込者を対象に、電話やオンラインでの面談を実施して講座の内容を説明するとともに、 受講動機・意欲、受講可能時間などを把握し、県に共有すること。
- ③その他

・県が受講者を募集するにあたり、受託者においてもウェブサイトでの告知など、効率的・効果 的な広報に努めること。

(3) 講座の運営

- ①講座の開催期間は、令和5年7月から令和5年11月までの期間中、合計16週間以上とする。 ※詳細な日程は県と協議の上、決定すること。なお、新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 等の社会情勢を勘案し、開催期間の調整等を行う場合がある。
- ・上記期間内に修了できなかった受講者がある場合、当該受講者を対象に補講を実施すること。 ②場所
- ・会場は、Setouchi-i-Base とする。
- ・会場及び付帯設備(映像機器(モニター、ディスプレイ、スクリーン、プロジェクター等)、什器(机、椅子、演台等)、音響設備・機器(マイク、シールド、ミキサー等)等)の賃借料は県が負担するため、経費には含めないこと。
- ・専属トレーナーが利用するパソコン等の機器については、受託者において準備すること。なお、 受講者が利用するパソコンは、各自が持参することとする。
- ・受講に必要なソフトウェア等の実行環境の構築については、受託者が受講者に対して必要な設定、作業等を指示すること。また、必要があれば、推奨環境などの具体的な条件(OS、バージョンなど)を提示すること。なお、これらに必要となる経費は全て金額に含めること。
- ・会場にて通信環境 (無線 LAN) を提供するので、必要に応じて利用すること。
- ・その他、講座に必要な設備、機器等については、受託者において準備すること。なお、情報通信交流館の付帯設備・機器を利用する場合は、県で利用申請を行うため、事前に申し入れること。
- ・講座の内容により什器レイアウトの変更が必要な場合は、情報通信交流館の担当職員と協議の うえ、受託者において設営することとし、当日中に原状復帰を完了すること。

③講座資料の作成

- ・上記(1)①におけるシラバス及び講座資料を受講者へ配布すること。
 - ※なお、講座資料は電子データとして提供してもよいが、その場合は、委託期間中、閲覧の場所、期間、時間等に制限が無いよう、受講者に配慮すること。
 - ※講座資料には出版されている書籍等を用いてもよいこととする。その場合は、受託者にて購入費用を負担し、受講者へ配布すること。
 - ※講座資料を印刷して提供する場合は、印刷費用を受託者にて負担すること。
- ・講座資料の内容は、学習に600時間程度を要するものとする。

④人員の配置

・開催期間中、Setouchi-i-Base の開館日に合わせ、企画立案した演習内容に沿った専属トレーナーを毎日常時配置し、技術的指導や学習計画・学習方法等に係る各種相談対応、モチベーションの管理、各種相談対応、キャリア形成等に係るサポートを実施するほか、受講者の進捗に応じてカリキュラムの内容を調整し、進度の早い受講生に対し追加の学習内容を提供する等、受講者が開催期間中、学習を継続できる環境を提供すること。なお、対応時間中の質問対応は無

制限とする。

- ※演習内容等に合わせた専属トレーナーの変更は認める。
- ・専属トレーナーに係る費用(旅費・宿泊費含む。)は全て受託者にて負担すること。
- ・専属トレーナーによる現地対応時間は毎日、8時間以上とする。なお、Setouchi-i-Baseの休館日(原則、月曜日と年末年始)を除く。また、オンラインについては開講期間中毎日、8時間以上とする。
 - ※詳細な対応時間については別途協議のうえ決定する。
 - ※専属トレーナーの裁量により、必要に応じて適宜、休憩時間をとること。なお、休憩時間は対応時間に含めてよい。
 - ※会場での学習を中心とするが、オンラインでの質問対応に係る体制を整備すること。
 - ※新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 等の社会情勢を勘案し、オンラインによる自宅学習の実施等を検討する場合があるため、人員の配置を含む実施体制について県と別途協議するものとする。

⑤開催调報の提出

- ・開催期間中毎週、受講者名簿、学習内容、進捗状況等を記載した開催週報を提出すること。
- ⑥事業完了報告書の作成
- ・事業完了後、完了報告書(内容は契約後に提示)を提出すること。
- ・受講者の就職、転職、起業等に係るニーズ把握のためのヒアリングを実施し、完了報告書に内容を記載すること。

5 その他

- (1) 再委託の制限
- ・原則、受託者から第三者に対し、業務の全部又は一部を委託、又は請け負わせることは認めない。 ただし、あらかじめ書面にて県と協議し、承諾を得たときはこの限りではない。
- (2) 個人情報の保護
- ・個人情報の取扱いについては、香川県個人情報保護条例など関係法令を遵守すること。
- (3) 法令等の遵守
- ・使用者として、労働関係法令を遵守すること。
- (4) 事業実施に付帯するその他の業務
- ・契約期間中の事業実施時及び事前打合せ、事業報告等打合せに係る受託者の交通費、資料印刷 費等、事業を終了させるまでに必要な経費は全て金額に含めること。
- ・本仕様書に記載のない事項については、県と受託者がその都度協議し決定するものとする。